

## 給与 R4 年末調整対応版(Ver.20.10)のリリース

給与 R4 システム 年末調整対応版 (Ver.20.10) のシステムの対応予定についてご連絡いたします。

なお、当内容は変更される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

- |                    |                             |
|--------------------|-----------------------------|
| 1. 発行プログラムと対象バージョン | 5. 他社システム連携対応について           |
| 2. リリース時期          | 6. その他システムの対応内容             |
| 3. 改正の概要           | 7. Ver.20.15 の対応予定について      |
| 4. 改正に伴うシステムの対応内容  | (給与応援 R4 Lite/法定調書顧問 R4 除く) |

### 1. 発行プログラムと対象バージョン

次のプログラムの発行を予定しています。

システム名	リリースバージョン	データ変換対象バージョン	保守加入対象バージョン
給与・法定調書 R4	Ver.20.10	Ver.19.10 以降	Ver.19.10 以降
給与・法定調書顧問 R4			
給与応援 R4 Premium			
Weplat 給与応援 R4 Premium			
給与応援 R4 Lite			
Weplat 給与応援 R4 Lite			
法定調書顧問 R4			

※Ver.20.10 はライセンスが変更になります。Ver.20.1 用のライセンス取得が必要です。

※R4 シリーズのアプリケーションを初めてセットアップする際、E i ボードが自動でセットアップされます。

E i ボードは Ver.20.20 以降がセットアップされている必要があります。

※ネットワーク環境でご利用の場合は、別途 [ネットワーク基本ライセンスサーバー版] および接続端末台数分の [ネットワーク基本ライセンスクライアント版] が必要です。アプリケーションは同時接続数ライセンス仕様となります。

※給与・法定調書 R4 と給与・法定調書顧問 R4 は同一コンピューターでは共存できません。

※給与応援 R4 Lite は 1 ユーザーで使用する製品です。

## 2. リリース時期

### 2-1. E i ボードダウンロードマネージャーの公開（予定）

2020年11月9日（月）

### 2-2. マイページのダウンロード公開（予定）

2020年11月9日（月）

### 2-3. CDオプション契約ご加入のお客様のCD送付開始日（送品開始日予定）

2020年11月19日（木）

### 2-4. 電子申告プログラムについて（給与応援R4 Lite除く）

給与システム Ver.20.1 用の電子申告更新用プログラムについては以下の通り 2 回にわけてダウンロードのご提供を行う予定です。

#### ■2020年11月公開分

Ver.20.10 で所得税徴収高計算書の資料、配当の支払調書の電子申告を行うためのプログラムです。このプログラムで令和2年分の法定調書の電子申告はできません。

ダウンロード公開（予定）：2020年11月9日（月）

※本体プログラムと同日公開の予定です。

システム名	発行プログラム	バージョンアップ対象
給与・法定調書 R4	e1	Ver.20.10
給与・法定調書顧問 R4		
給与応援 R4 Premium		

#### ■2021年1月公開（予定）分

Ver.20.1 で令和2年分の法定調書の電子申告を行うためのプログラムです。対応概要については、別途、電子申告のシステムインフォメーションにてご案内いたします。

ダウンロード公開（予定）：2021年1月上旬

システム名	発行プログラム	バージョンアップ対象
給与・法定調書 R4	e2	Ver.20.10
給与・法定調書顧問 R4		Ver.20.10.e1
給与応援 R4 Premium		Ver.20.15
法定調書顧問 R4	e1	Ver.20.15.e1
	e1	Ver.20.10

※Ver.20.15はVer.20.e2と同日公開の予定です。詳細は「7. Ver.20.15の対応予定について」をご参照ください。

## ■注意点

法定調書顧問 R4 令和 1 年版で電子申告を行われているお客様が、Ver.20.10 にバージョンアップし、データ変換を行うと、電子申告更新用プログラムを適用するまでの期間は電子申告ができなくなります。

法定調書顧問 R4 については Ver.20.10 へのバージョンアップおよびデータ変換のタイミングについてご注意ください。

## 2-5.ライセンス認証について

Ver.20.10 はライセンスが変更になります。

バージョンアップ時の Ver.20.1 用のライセンス認証については前回のライセンス取得方法によって次のようになります。

前回のライセンス認証	Ver.20.1 用ライセンス取得
オンライン認証	インターネットに接続している場合は、オンライン認証による Ver.20.1 用のライセンス取得をします。 ライセンスの種類が「年間ライセンス」の場合は、「オンライン認証」のみ選択可能な画面になります。
オフライン認証	インターネットに接続していない場合は、オフライン認証により Ver.20.1 用のライセンス取得をします。 ただし、以下の場合は手続きが異なります。 ①保守加入・CD オプション契約有（スタンドアローン版） 以前のバージョンで CD 保守ライセンスにより認証済みの場合、ライセンス取得画面は表示されません。 今回ライセンス CD が送付されたお客様は、その CD を使用して認証を行ってください。 ②保守加入・CD オプション契約有（ネットワーク版） 「ライセンス CD」を送付しますので、これによりライセンス認証を行ってください。 ③Weplat Lite（CD 版） 年間ライセンスの利用期間中は、 <u>ライセンス取得画面は表示されません。Ver.20.1 用のライセンス取得は不要です。</u>
代理認証	インターネットに接続していないが、インターネットに接続している別のコンピュータがある場合は、代理認証により Ver.20.1 用のライセンス取得をします。

※Weplat/Weplat Lite（ダウンロード版）は、「オンライン認証」によるライセンス取得のみ可能です。

※Weplat Lite（CD 版）は「オフライン認証」によるライセンス取得のみ可能です。

※Weplat（ダウンロード版）・Weplat Lite（CD 版）以外の製品は、「オンライン認証」「オフライン認証」「代理認証」いずれのライセンス取得も可能です。

### 3. 改正の概要

#### 3-1. 税制改正の概要

##### ■ 給与所得控除の見直し

給与所得控除額が次の表のとおり改正されました。この改正に伴い、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
1,625,000 円以下	65 万円	55 万円
1,625,000 円超 180 万円以下	その収入金額×40%	その収入金額×40%－10 万円
180 万円超 360 万円以下	その収入金額×30%＋18 万円	その収入金額×30%＋8 万円
360 万円超 660 万円以下	その収入金額×20%＋54 万円	その収入金額×20%＋44 万円
660 万円超 850 万円以下	その収入金額×10%＋120 万円	その収入金額×10%＋110 万円
850 万円超 1,000 万円以下		195 万円
1,000 万円超	220 万円	

##### ■ 基礎控除の見直し

基礎控除額が次の表のとおり改正され、合計所得金額が 2,500 万円を超える所得者については、基礎控除の適用を受けることはできないこととされました。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正前	改正後
2,400 万円以下	38 万円 (所得制限なし)	48 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下		32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下		16 万円
2,500 万円超		—

##### ■ 所得金額調整控除の創設

その年の給与等の所得金額が 850 万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢 23 歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者も若しくは扶養親族を有するものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額（その給与等の収入金額が 1,000 万円を超える場合は 1,000 万円）から 850 万円を控除した金額の 10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除することとされました。

(注) これらの改正に伴い、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする人は、所要の事項を記載した「所得金額調整控除申告書」を提出しなければならないこととされました。

(参考) 国税庁：[所得金額調整控除に関する FAQ \(源泉所得関係\) \(PDF\)](#)

## ■「給与所得者の基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」の新設

「給与所得者の基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」が新たに設けられ、年末調整において基礎控除又は子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受けようとする所得者は、その年最後に給与の支払を受ける日の前日までに「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」を給与の支払者に提出しなければならないこととされました。

## ■源泉徴収簿の様式変更

源泉徴収簿に「所得金額調整控除額⑩」欄、「給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）⑪」欄及び「基礎控除額⑲」欄が追加され、「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額⑯」欄が「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑱」欄に改められました。

これらに伴い、基礎控除額について、令和元年分の源泉徴収簿においては、「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額⑯」欄に含めて記載することとなっていたことが、令和2年分の源泉徴収簿においては、「基礎控除額⑲」欄に記載することとされました。

## ■各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

同一生計配偶者、扶養親族、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生の合計所得金額要件がそれぞれ10万円ずつ引き上げられ、次表のとおり改正されました。

扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	改正前	改正後
同一生計配偶者	38万円以下	48万円以下
扶養親族	38万円以下	48万円以下
源泉控除対象配偶者	85万円以下	95万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	38万円超 123万円以下	48万円超 133万円以下
勤労学生	65万円以下	75万円以下

- (注) 1. 配偶者特別控除の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分についても、それぞれ10万円引き上げられています。
2. 上記のほか、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円（改定前：65万円）に引き下げられています。

### 【配偶者控除】

配偶者の合計所得金額 48万円以下	居住者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円

【配偶者特別控除】

配偶者の合計所得金額	居住者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円
95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
133万超	0円	0円	0円

■ひとり親控除に関する改正

所得者がひとり親（現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次に掲げる要件を満たすものをいいます。以下同じ。）である場合には、ひとり親控除として、その人のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から 35 万円を控除することとされました。

- イ その人と生計を一にする子を有すること。
- ロ 合計所得金額が 500 万円以下 であること。
- ハ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

■寡婦（寡夫）控除の見直し

寡婦の要件について、次の見直しを行った上で、寡婦（寡夫）控除がひとり親に該当しない寡婦に係る寡婦控除に改組されました。

- イ 扶養親族を有する寡婦については、合計所得金額が 500 万円以下 であること。
  - ロ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。
- また、「特別の寡婦」に該当する場合の寡婦控除の特例が廃止されました。

【改正後】

区分	要件			所得金額
	婚姻なし／生死不明	事実婚なし	生計を一にする子有	
ひとり親	婚姻なし／生死不明	事実婚なし	生計を一にする子有	500 万円以下
寡婦 (ひとり親除く)	離婚	事実婚なし	扶養親族有	500 万円以下
	死別／生死不明	事実婚なし	—	500 万円以下

※死別または離婚の場合は、その後婚姻していないことが前提

ひとり親控除及び寡婦（寡夫）控除の見直しの改正は、令和2年分の年末調整から適用され、この改正による改正前後の控除に係る適用定のフロー図は次のとおりです。



<令和2年分 扶養控除等異動申告書への記載について>

ひとり親に該当する場合には、扶養控除等異動申告書に「ひとり親」の記載が必要です。

<令和2年分 源泉徴収簿への記載について>

ひとり親に該当する旨の申告があった場合等には、源泉徴収簿の「扶養控除等の申告」欄やその欄外の余白などに「ひとり親」と記載が必要です。

(参考) 国税庁：[ひとり親控除及び寡婦控除に関するFAQ（源泉所得税関係）（PDF）](#)

## ■住宅借入金等特別控除の特例の創設

個人が、消費税等の税率が10%である住宅の取得等をした場合について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除期間が13年間（改正前:10年間）に改正され、適用年の11年目から13年目までの各年の住宅借入金等特別控除額については、例えば、一般の住宅（認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅以外の住宅）の場合、次の(1)又は(2)の金額のいずれか少ない金額として、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除が適用できることとされました。

(1) 住宅借入金等の年末残高（4000万円を限度）×1%

(2) [住宅の取得等の対価の額又は費用の額－その受託取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等]（4000万円を限度）×2%÷3

適用年の1年目から10年目までの各年の住宅借入金等特別控除額については、現行と同様の金額が控除できます。

## ■年末調整関係手続の電子化

生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等特別控除に係る年末調整関係書類について、電磁的方法による提供が可能となりました（令和2年10月2日以後に提出する年末調整関係書類について適用されます。）。

令和2年10月以降の年末調整においては、従業員（給与所得者）が給与の支払者に提出する控除申告書（「給与所得者の保険料控除申告書」や「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」をいいます。以下同じです。）に、従来は書面（ハガキ等）で添付していた保険料控

除証明書等に代えて、保険会社等から交付を受けた控除証明書等のデータ（以下「控除証明書等データ」といいます。）を添付して提出することができるよう手当てされました。

（注） 控除申告書を給与の支払者に電磁的に提出する場合に限りです。

これに伴い、年末調整手続において、従業員（給与所得者）が控除証明書等データを用いて簡便・正確に控除申告書を作成することができる「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」（以下「年調ソフト」といいます。）が無償提供されました。

年調ソフトには主に以下の機能があります。

- ①保険会社等から交付を受けた控除証明書等データをインポートすることにより、控除申告書の所定の項目に控除証明書等データの内容を自動入力する機能
- ②保険料控除等の控除額を自動計算し、控除申告書を作成する機能
- ③作成した控除申告書をデータ出力する機能

（参考） 国税庁：[年末調整手続の電子化に向けた取組について（令和2年分以降）](#)

### 3-2. 社会保険改正の概要

#### ■社会保険様式の変更

事業所関係変更（訂正）届が変更されました。

## 4. 改正に伴うシステムの対応内容

- ・ Ver.19 で既に [年末調整計算] を実行済みであっても、Ver.20.1 にデータ変換後は必ず、[年末調整] → [年末調整計算] を行ってください。[年末調整計算] を実行すると、源泉徴収簿／従業員の選択画面で「年調計算」欄に「済」マークが付きまます。
- ・ 令和3年分以降の年末調整には対応しておりません。  
令和3年途中で非居住者となった人や、死亡退職した人などが対象となる年の途中での年末調整には対応しません。あらかじめご了承ください。

### 4-1. 基礎控除申告書等の様式追加に伴う対応内容

「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」の新設に伴い入力画面を変更します。

#### ■年末調整／一覧入力

[配偶者控除等申告書] ボタンを [基礎控除申告書等] ボタンに変更します。クリックすると、年末調整計算を促すメッセージが表示され、メッセージに [はい] を答えると、基礎控除申告書等の設定画面が表示される仕組みに変更します。



## 基礎控除申告書等の設定（入力画面）

### ■給与所得者の基礎控除等申告書

- ・（１）給与所得

収入金額	源泉徴収簿の「給与・手当等」と「賞与等」の金額の「<計>」が表示されます。上書入力ができます。
所得金額	収入金額から所得金額が自動計算されます。 ※所得金調整控除に該当する場合はその金額も控除されます。 上書入力ができます。

- ・（２）給与所得以外の所得の合計  
給与所得以外の所得の合計額を入力します。（マイナス入力可）
- ・「○控除額の計算」欄は以下のように判定します。

本年中の合計所得金額の見積額	区分 I	基礎控除の額
900 万円以下	A	48 万円
900 万円超 950 万円以下	B	
950 万円超 1,000 万円以下	C	
1,000 万円超 2,400 万円以下	—	32 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下		16 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下		—
2,500 万円超		—

### ■給与所得者の配偶者控除等申告書

- ・（１）給与所得

収入金額	給与所得の収入金額を入力します。
所得金額	収入金額から所得金額が自動計算されます。上書入力ができます。

- ・（２）給与所得以外の所得の合計  
給与所得以外の所得の合計額を入力します。（マイナス入力可）

- ・「○控除額の計算」欄は以下のように判定します。

本年中の合計所得金額の見積額 他	区分Ⅱ
48万円以下 かつ 年齢 70歳以上	①
48万円以下 かつ 年齢 70歳未満	②
48万円超 95万円以下	③
95万円超 133万円以下	④

## ■所得金額調整控除申告書

年末調整において所得金額調整控除の適用を受ける場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「☆扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当する者について記載します。チェックは1箇所のみ付けることができます。

チェック項目	☆扶養親族等	★特別障害者
あなた自身が特別障害者	空欄（入力なし）	直接入力（※1）
同一生計配偶者が特別障害者	表示項目（黄色）（※2）	直接入力（※1）
扶養親族が特別障害者	直接入力 または 表示項目（黄色）（※3）	直接入力（※1）
扶養親族が年齢 23 歳未満	直接入力 または 表示項目（黄色）（※3）	空欄（入力なし）

※1 プルダウンより「扶養控除等申告書のとおり」を選択することも可能です。

※2 [家族情報・扶養] - [家族情報・扶養控除等異動申告所の設定] 画面に登録されている内容が表示されます。変更する場合は上記画面より修正・登録を行ってください。

※3 [家族] ボタンをクリックして、対象の扶養親族を選択することも可能です。家族ボタンより選択した場合は表示項目（黄色）になります。



- ・本人欄のみにチェック有：オレンジ色の網掛けの箇所を印字
- ・所得見積額等の印字にチェック無：オレンジ色、ピンク色の網掛けの箇所を印字
- ・所得見積額等の印字にチェック有：オレンジ色、ピンク色、緑色の網掛けの箇所を印字

#### ■源泉徴収簿

「令和2年分 給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿」の様式に対応し、源泉徴収簿画面の年末調整欄に「所得金額調整控除額」「調整控除後の給与等」「基礎控除」欄を追加します。また、「扶養・基礎・障害者等控除」欄を「扶養・障害者等控除」欄に変更します。

国税庁ホームページに「令和3年分 給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿」が公開されていますが Ver.20.1 では対応しません。 Ver.21.1 で対応する予定です。

#### ■給与支払報告書（源泉徴収票）

給与支払報告書（源泉徴収票）／（所）給与所得の源泉徴収票／退職者用

給与支払報告書画面に「基礎控除の額」「所得金額調整控除額」欄を追加します。「給与所得控除後額」欄を「調整控除後の額」に変更します。

※源泉徴収票の記載のしかたに従い、基礎控除額が48万円のときは、空白で印刷されるよう対応します。

### 4-2.ひとり親控除の改正に伴う変更について

#### ■従業員／個別入力、従業員／一覧入力、年末調整／一覧入力

ひとり親控除の改正に伴い、ひとり親区分の追加と寡婦（夫）区分を変更します。令和2年分データ、令和3年分以降データで選択できる項目が異なります。

#### 【令和2年分データ】

源泉徴収と年末調整の控除の双方に対応する必要があるため、寡婦（夫）区分、ひとり親区分いずれも選択できます。

障害者区分	<input checked="" type="radio"/> でない <input type="radio"/> 障害者 <input type="radio"/> 特別障害者
寡婦(夫)区分	<input checked="" type="radio"/> でない <input type="radio"/> 寡婦 <input type="radio"/> 特別の寡婦 <input type="radio"/> 寡夫
ひとり親区分	<input checked="" type="radio"/> でない <input type="radio"/> ひとり親

処理	内容
給与（賞与）処理時	本人が寡婦（寡夫）区分のいずれかに設定されているとき、扶養親族が1人多くあるものとして所得税を計算します。ひとり親区分は判定に含まれません。
年末調整時の控除計算	「寡婦」のとき寡婦控除27万円を計算します。但し「ひとり親」を選択しているときは寡婦控除を計算しません。「ひとり親」のときひとり親控除35万円を計算します。

※「ひとり親区分：でない」のときに寡婦（夫）区分を「特別の寡婦」または「寡夫」以外から「特別の寡婦」または「寡夫」に変更した場合は、「ひとり親区分：ひとり親」の変更可否メッセージを表示します。

改正前は「寡婦（夫）区分：寡婦」だが、改正後の要件（所得 500 万円以下かつ事実婚なし）に該当しないため年末調整では寡婦控除、ひとり親控除いずれにも該当しない場合は、給与（賞与）処理後の年末調整計算の前に「寡婦（夫）区分：でない」に変更する必要があります。

【令和 3 年分以降データ】

寡婦区分、ひとり親区分のどちらかのみ選択可能です。「寡婦区分：寡婦」「ひとり親区分：ひとり親」の両方を選択することはできません。

障害者区分	<input checked="" type="radio"/> でない <input type="radio"/> 障害者 <input type="radio"/> 特別障害者
寡婦区分	<input checked="" type="radio"/> でない <input type="radio"/> 寡婦
ひとり親区分	<input checked="" type="radio"/> でない <input type="radio"/> ひとり親

処理	内容
給与（賞与）処理時	本人が寡婦区分、ひとり親区分のいずれかに設定されているとき、扶養親族が 1 人多くあるものとして所得税を計算します。
年末調整時の控除計算	「寡婦」のとき寡婦控除 27 万円を計算します。「ひとり親」のときひとり親控除 35 万円を計算します。

■データ変換処理

Ver.20.1 バージョンアップ後の会社データの初回起動時のデータ変換でひとり親区分、寡婦区分を次のように移行します。令和 2 年分データ、令和 3 年分以降データで移行される条件が異なります。

【令和 2 年分データ】

データ変換前		データ変換後	
寡婦（夫）区分		寡婦（夫）区分	ひとり親 区分
でない	⇒	でない	でない
寡婦		寡婦	でない
特別の寡婦		特別の寡婦	ひとり親
寡夫		寡夫	ひとり親

【令和 3 年分以降データ】

データ変換前		データ変換後	
従業員の合計所得	寡婦（夫）区分	寡婦区分	ひとり親 区分
500 万円以下	でない	でない	でない
	寡婦	寡婦	でない
	特別の寡婦	でない	ひとり親
	寡夫	でない	ひとり親
500 万円超え	—	でない	でない

## ■繰越処理

令和2年分データを令和3年分データに繰越する際、ひとり親区分、寡婦区分を次のように移行します。※会社コピーの際、処理年を令和2年から令和3年以降に処理年を変更する場合も同様です。

令和2年分データ				令和3年分データ	
従業員の合計所得	寡婦（夫）区分	ひとり親区分		寡婦区分	ひとり親区分
—	でない	でない		でない	でない
500万円以下	寡婦	ひとり親	⇒	でない	ひとり親
	寡婦	でない		寡婦	でない
	特別の寡婦	—		でない	ひとり親
	寡夫	—		でない	ひとり親
500万円超え	—	—	でない	でない	

データ変換、繰越処理、会社コピーでは「事実婚なし」等の適用判定は加味されません。処理後に扶養控除等異動申告書の申告に従って、区分を見直してください。

- ・（参考）ひとり親区分の詳細は、以下をご参照ください。  
国税庁：[ひとり親控除及び寡婦控除に関するFAQ（源泉所得税関係）（PDF）](#)

## ■扶養控除等異動申告書

令和2年の年末調整では、従業員が「ひとり親」に該当するかどうかの申告が必要ですが、「令和2年分 扶養控除等異動申告書」には「ひとり親」を選択する箇所がありません。従業員が「ひとり親」に該当する際は、手書きで「ひとり親」の申告が必要です。

参考：国税庁 年末調整のしかた P6～P7

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2020/01.htm>

令和2年分データの〔扶養・保険料等控除申告書〕で扶養控除等異動申告書の印刷では、「寡婦（夫）区分」「ひとり親区分」の選択に従って印刷します。

<input type="checkbox"/> 寡婦
<input checked="" type="checkbox"/> ひとり親
<input type="checkbox"/> 勤労学生

「令和3年分 扶養控除等異動申告書」には「ひとり親」を選択する箇所があります。ひとり親に該当する場合は「ひとり親」欄にチェックがつきます。

令和3年分以降データで「令和2年分 扶養控除等異動申告書」の印刷はしないでください。動作保証外です。

## ■年末調整／一覧入力

### 【令和2年分データ】

- ・ 年末調整計算時、合計所得金額が500万円を超えた場合に「寡婦（夫）区分：でない」に変更可否のメッセージを表示していましたが、表示されないようにします。
- ・ 年末調整計算時、合計所得金額が500万円を超えた場合は「ひとり親区分：でない」に変更する旨のメッセージが表示されるよう対応します。（「ひとり親区分：ひとり親」を選択している場合のみ）

#### 【令和3年分以降データ】

- ・ 年末調整計算時、合計所得金額が500万円を超えた場合に「寡婦（夫）区分：でない」に変更する旨のメッセージが表示されるよう対応します。（「寡婦区分：寡婦」を選択している場合のみ）
- ・ 年末調整計算時、合計所得金額が500万円を超えた場合は「ひとり親区分：でない」に変更する旨のメッセージが表示されるよう対応します。（「ひとり親区分：ひとり親」を選択している場合のみ）

#### ■源泉徴収簿

ひとり親控除（35万円）、寡婦控除（27万円）は源泉徴収簿の「扶養・障害者等控除」欄に集計されます。令和2年分データでひとり親・寡婦の両方を選択している場合は、ひとり親控除（35万円）が優先されます。寡婦控除は所得金額が500万円以下の場合のみ控除されます。

#### ■給与支払報告書（源泉徴収票）

給与支払報告書画面の「寡婦（一般）」 「寡婦（特別）」 「寡夫」欄を「寡婦」「ひとり親」欄に変更します。

令和2年分データで、税表区分が「甲欄」以外または「年調区分」が「しない」のとき寡婦（夫）区分が設定されている場合は、摘要欄に次のように表示されます。  
「寡婦」→「旧寡婦」、「寡夫」→「旧寡夫」、「特別の寡婦」→「旧特別の寡婦」  
※最後に給与等の支払を受ける日が令和2年3月31日以前で、「年調区分」が「する」場合も上記のように表示する必要がありますが、システムでは対応されておられません。必要に応じて上書で修正願います。

#### ■汎用データ

[Excel出力・受入] - [従業員]に「ひとり親」の受入を追加します。

令和2年分データと令和3年分以降データで受入後の寡婦・ひとり親区分が異なります。

### 4-3.住宅借入金等特別控除

住宅借入金等特別控除の特例の創設に伴い、控除の種類を選択肢に「住(特特)：一般の住宅借入」「震(特特)：震災被災者」「認(特特)：認定住宅」を追加します。

項目名	内容
住(特特)：一般の住宅借入	一般の住宅取得（新築住宅若しくは既存住宅の取得又は増改築）で特別特定取得に該当する場合
震(特特)：震災被災者	住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例（東日本大震災による被害を受けた個人の.new築取得等）で特別特定取得に該当する場合
認(特特)：認定住宅	認定長期優良住宅もしくは認定低炭素住宅の新築等の取得で特別特定取得に該当する場合

※「特別特定取得」とは、個人の住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額が、10%の税率により課されるべき消費税額等である場合の住宅取得等をいいます。

「特定取得」に該当するかどうかは、「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」の「居住開始年月日」欄で判断することができます。

（特別特定）の場合：控除の種類ごとに（特特）を選択  
（特定）の場合：控除の種類ごとに（特）を選択

（証明事項）（令和1年中課税者用）			
居住開始年月日	控除対象の額	居住開始割合	控除率
令和1年10月31日	10,000,000円	100.0%	50.0%

#### 4-4. 国税庁 年末調整控除申告書作成用ソフトウェアデータ受入対応

（給与応援 R4 Lite／Weplat 給与応援 R4 Lite除く）

年末調整手続の電子化に向けた取組に関する対応について、「国税庁 令和2年分年末調整アプリ」で出力された年末調整申告データ（zip ファイル）の受入に対応します。

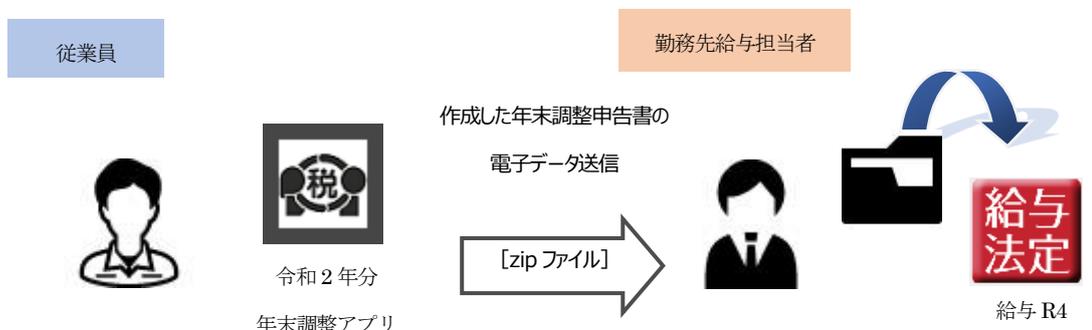
年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（以下、年末調整アプリ）は、従業員が、国税庁ホームページ等からダウンロードし、住所・氏名等の基礎項目の入力、年末調整申告書の入力、勤務先へ提供するための申告書データのファイル出力ができる国税庁が提供するソフトウェアです。

##### ■事前準備

国税庁の年末調整アプリを利用して、従業員ごと年末調整書類の電子データを提出する方法を選択される場合は、事前に「[源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書](#)」を申請し、税務署長の承認が必要となります。

なお、「申請・届出書 R4」 Ver.20.10 をお持ちの方は「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」の出力に対応していますのでご活用ください。

##### ■連携イメージ



従業員のパソコンまたはスマートフォンから年末調整アプリを使用して申告に関する情報の入力を行います。

「マイナポータル連携」を利用する場合は、電子的控除証明書等を一度の処理で取得することが可能です。

各従業員から送付されたデータを任意のフォルダーへ保存し、給与 R4 へ取り込むことが可能です。

##### ■受入対象データ

- ・扶養控除等（異動）申告書
- ・保険料控除申告書

「国税庁 令和2年分年末調整アプリ」は国税庁ホームページに無償で公開されているプログラムです。

※年末調整アプリのセットアップ手順・操作手順については国税庁ホームページをご確認ください。

〔国税庁〕年末調整手続の電子化に向けた取組について（令和2年分以降）

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>

### 【「国税庁 令和2年分年末調整アプリ」利用時の注意点】

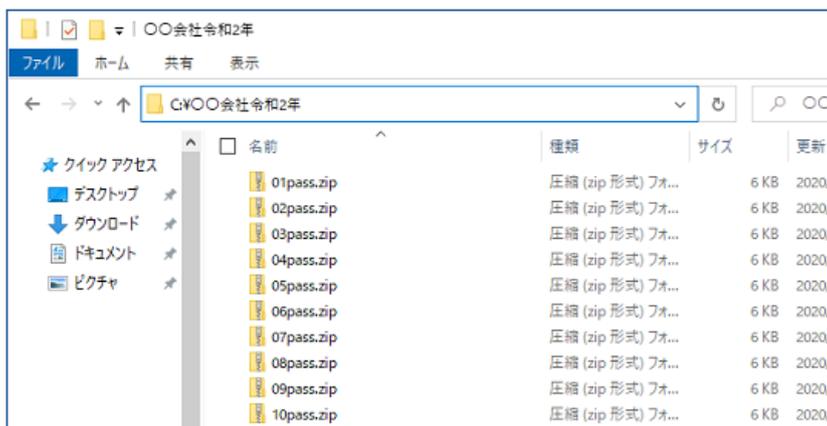
- ・「国税庁 令和2年分年末調整アプリ」で指定する従業員ごとの「ID」は給与 R4 システムに登録されている従業員コードと一致するようにしてください。
- ・「国税庁 令和2年分年末調整アプリ」で作成した従業員を追加で給与 R4 システムに受入することはできません。少なくとも、従業員コード・従業員氏名・生年月日が一致する従業員が給与 R4 システムに前もって登録されている必要があります。
- ・主たる給与が2000万円を超える従業員の年末調整データを「国税庁 令和2年分年末調整アプリ」で作成することはできません。
- ・配偶者のいる従業員については「国税庁 令和2年分年末調整アプリ」では、必ず、配偶者氏名を設定するよう案内願います。配偶者氏名が登録されていないと、受入時に配偶者行がクリアされてしまいます。
- ・「国税庁 令和2年分年末調整アプリ」で作成した申告データを電子データで出力する際は、「パスワードをかける」を選択して出力するよう案内願います。従業員が「国税庁 令和2年分年末調整アプリ」で指定したパスワードは Ver.20.10 バージョンアップ後に従業員／個別入力に登録する必要があります。
- ・「国税庁 令和2年分年末調整アプリ」では、所得金額調整控除申告書、基礎控除申告書、配偶者控除等申告書、住宅借入金等特別控除申告書、従たる給与についての扶養控除等異動申告書の登録もできますが、これらの受入には対応されません。
- ・「国税庁 令和2年分年末調整アプリ」で出力した電子データを給与 R4 システムに受入する場合は、確認のため、従業員から申告書の紙提出を受けるようにしてください。なお、保険料控除申告書については、全ての保険明細が、保険会社等から交付を受けた控除証明書等のデータのインポートで完了している場合は、申告書の紙提出は不要です。

給与 R4 システムを運用される勤務先給与担当者様は、従業員それぞれが出力した年末調整申告データ（zip ファイル）を会社ごとのフォルダーにコピーして準備していただくこととなります。申告書データ（zip ファイル）はパスワードで保護されているファイルと、パスワードで保護されていないファイルがあります。いずれかをフォルダー内にコピーしてください。（システムでは、セキュリティの観点から「[ID] pass.zip」で運用されることを推奨します。）

ファイル名	説明
[ID] pass.zip	推奨：パスワードで保護された圧縮ファイルです。従業員から提出を受ける際に、パスワードを入手し、[設定]－[従業員／個別入力]で国税庁 年末調整アプリ用のパスワードを設定します。
[ID] nopass.zip	パスワードで保護されていない圧縮ファイルです。

※ [ID] は国税庁 年末調整アプリで従業員ごと設定した ID を指します。ID は給与 R4 で設定されている従業員コードと一致させてください。

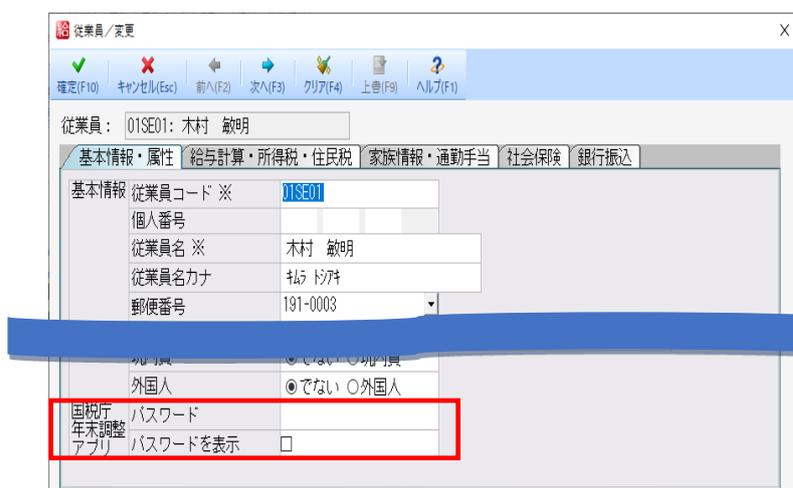
例：[ID] が 01～10 の従業員 10 名分をフォルダーにコピーした場合



### ■従業員／個別入力

従業員／個別入力の [基本情報・属性] タブに国税庁年末調整アプリ「パスワード」、「パスワードを表示」欄を追加します。[ID] pass.zip のファイルを受け入れる場合は、「国税庁 令和 2 年分年末調整アプリ」で設定した従業員ごとのパスワードを入手し、入力します。

( [ID] nopass.zip を受け入れる場合は入力不要です。 )



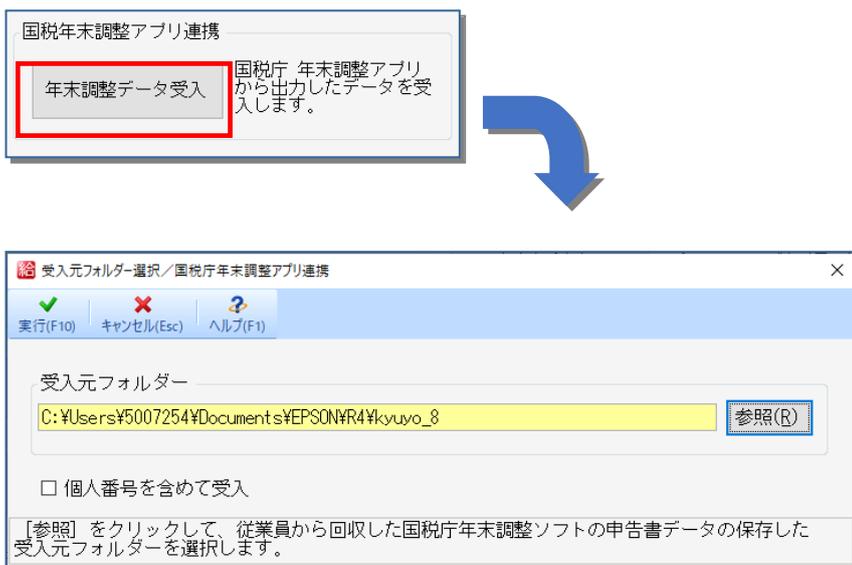
パスワードはアルファベットの大文字・小文字を区別しています。  
国税庁 年末調整アプリで設定したパスワードと完全に一致するように入力してください。

### ■汎用データ

[設定] タブ → [汎用データ] → [他社システム連携] に国税年末調整アプリ連携 [年末調整データ受入] 機能を追加します。

## ● 「受入元フォルダー選択」画面

従業員ごとの年末調整申告データ (zip ファイル) を保存しているフォルダーを選択して受入します。



従業員や家族情報の個人番号を受入する場合は、「個人番号を含めて受入」にチェックを付けます。  
(マイナンバー取り扱い権限がない場合は「個人番号を含めて受入」することはできません)

## ● 「年末調整データ受入」画面

従業員ごとの年末調整申告データ (zip ファイル) が正しく解凍されると、受け入れた内容を確認する画面が表示されます。給与 R4 に登録されているデータと差異がある場合は強調表示されますので、内容確認の上、取り込みをするかご判断ください。

- ・令和 2 年データでは、扶養控除等異動申告書、保険料控除申告書の受入が可能です。
- ・令和 3 年データでは、扶養控除等異動申告書の受入が可能です。
- ・令和 4 年以降データでは、受入ができません。
- ・扶養控除等異動申告書は、従業員コード・従業員氏名・生年月日が一致するデータが受入対象です。保険料控除申告書は従業員コード・従業員氏名が一致するデータが受入対象です。

年末調整データ受入 / 実地年々調整アプリ連携											
表示											
扶養控除等異動申告書											
部門コード	部門	従業員コード	従業員名	前年度提出状況	今年提出状況	本人氏名	本人生年月日	配偶者	内容確認	受入	受入
1	管理課	01001	木村 健治								
2	管理課	EP5004	熊山 幸次		令和 2年10月 2日	熊山 幸次	昭和28年10月22日	更新	内容確認		
3	管理課	EP7001	神谷 次郎								
4	営業課	EP0030	上原 謙一		令和 2年10月 2日	上原 謙一	昭和48年 6月 5日	更新	内容確認		
5	営業課	SE3001	山本 武二		令和 2年10月 2日	山本 武二	昭和24年 4月 5日	更新	内容確認		
6	営業1課	EP5001	大崎 佳夫								
7	営業1係	EP5001	甲田 真美子		令和 2年10月 2日	甲田 真美子	昭和27年 2月29日		内容確認		
8	営業1係	EP5002	宮田 徳子								
9	営業1係	EP9001	日給 次郎								
10	営業2係	EP9040	津田 麻子								
11	営業2係	EP4012	飯山 健								
12	営業2係	EP5003	田中 寿子								

データを受け入れると、源泉徴収簿や給与支払報告書（源泉徴収票）の年調計算欄が空白になります。受入後に必ず「年末調整計算」を行ってください。

## ●「内容確認」画面

「年末調整データ受入」画面で「内容確認」をクリックすると、「内容確認」画面が表示されます。年末調整申告データ（zip ファイル）を受け入れる前に、受入前の給与 R4 システムの登録状況と、申告書データ Zip ファイルの登録内容を比べて確認することができます。

### 【扶養控除等異動申告書】

項目	受入前	受入後
フリガナ	カウヤマ ミカ	カウヤマ コウジ
個人番号	(受入対象外)	(受入対象外)
郵便番号	132-0024	132-0024
住所	東京都江戸川区一之江2-5-21	東京都江戸川区一之江トワイライ
障害者区分	でない	でない
季節区分	でない	でない
ひとり親区分	でない	でない
勤労者区分	でない	でない
世帯主氏名		勝山 孝次
続柄		本人
氏名	勝山 美香	勝山 美香
フリガナ	カウヤマ ミカ	カウヤマ ミカ
個人番号	(受入対象外)	(受入対象外)
続柄	妻	妻
生年月日	1984/6/5	1983/6/5
同居区分	同居	同居
配偶者区分	源泉控除対象	源泉控除対象
障害者区分	でない	でない
本年中所得見込額	0	550,000
住所又は居所		東京都江戸川区一之江トワイライ
添付番号	でない	でない
異動月日及びC欄		

### 【保険料控除申告書】

項目	受入前	受入後
保険料等の金額	0	0
新生命保険料	0	0
旧生命保険料	0	0
介護医療保険料	0	0
介護医療控除	0	0
新個人年金保険料	0	0
旧個人年金保険料	0	0
生命保険料控除	0	40,000
地震保険料	0	0
旧長期貯蓄保険料	0	0
地震保険料控除	0	0
社会保険料の申告額	0	0
(うち国民年金等)	0	0
(地)中小企業基盤整備機構の共済給付の控除	0	0
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	0	0
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	0	0
心身障害者扶養控除に関する契約の控除	0	0

## 4-5.様式変更

年末調整手続の電子化に向けた取組に関する対応について、「国税庁 令和 2 年分年末調整アプリ」で出力以下の様式変更に対応します。

- ・令和 3 年分 扶養控除等異動申告書
- ・令和 2 年分 保険料控除申告書（介護医療保険行が 2 行から 3 行に変更されます。）
- ・令和 2 年分 源泉徴収簿（年末調整通知書（B5 用）含む）
- ・令和 2 年分 源泉徴収票 給与支払報告書
- ・（健・厚）事業所関係変更届

## 4-6. その他の改正に伴うシステムの対応内容について

### ■年末調整／一覧入力

年末調整計算時、勤労学生控除を計算する際の合計所得金額要件を 65 万円以下から 75 万円以下に変更します。

### ■源泉徴収簿

源泉控除対象配偶者欄の印字判定を次のように変更します。

配偶者区分	税表区分	所得	有無
源泉控除対象	甲欄	配偶者の合計所得が95万円以下、かつ、従業員 (給与所得者)の合計所得金額が900万円以下	有
		上記以外	無

【注意】 事前にご案内しました通り、法定調書の光ディスクによる提出について、システム対応予定はございません。詳細は以下をご参照ください。

インフォメーション：【事前連絡】年末調整手続の電子化対応等の予定について

<http://r4support.epson.jp/r4support/PinfoR4.nsf/R4/H000871>

## 5. 他社システム連携対応について

株式会社エフアンドエム社「オフィスステーション年末調整」の「年末調整（データ連携・出力） - 2020 年分」から出力された連携用 CSV ファイルの受入を行う機能に対応します。

株式会社エフアンドエム「オフィスステーション」「オフィスステーション Pro」は、クラウド型 労務・人事管理システムです。別途ご契約が必要です。

■オフィスステーションに関する問い合わせは下記の窓口までお問い合わせください。

- ・ご購入に関する問い合わせ  
エブソン販売 担当営業窓口
- ・オフィスステーションの仕様に関する問い合わせ  
オフィスステーション窓口： 06-6339-7205  
※電話受付時間 平日 9:30~12:00 / 13:00~17:00

### ■連携イメージ



### ■オフィスステーション（CSV ファイル出力方法）

オフィスステーション年末調整 [毎年処理] → [申告データの連携・出力] から連携する従業員を選択した状態で「連携用 CSV（本人情報／扶養情報／保険明細／前職の源泉徴収）」ファイルを出力する必要があります。※年分選択で [2020 年] が選択されていることをご確認ください。

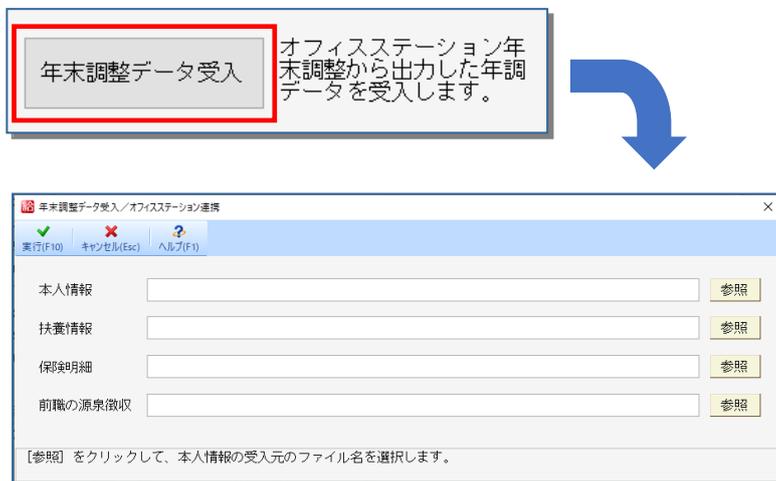
### ■受入対象データ

- ・本人情報
- ・扶養情報
- ・保険明細
- ・前職の源泉徴収

## ■給与 R4 での操作（汎用データ）

[設定] タブ → [汎用データ] → [他社システム連携] のオフィスステーション連携欄に [年末調整データ受入] 機能を追加します。オフィスステーションで出力したファイルをそれぞれ選択して取り込むことが可能です。

従業員コード・従業員氏名が一致するデータが受入対象です。（令和 2 年分以外のデータの場合は処理できません。）



データを受け入れると、源泉徴収簿や給与支払報告書（源泉徴収票）の年調計算欄が空白になります。受入後に必ず [年末調整計算] を行ってください。

## 【制限事項】

- ・「オフィスステーション年末調整」で作成した従業員を追加で給与 R4 システムに受入することはできません。少なくとも、従業員コード・従業員氏名が一致する従業員が給与 R4 に前もって登録されている必要があります。
- ・オフィスステーションの従業員マイページで登録された年末調整情報はオフィスステーション年末調整で確認する仕組みとなります。申告書の紙印刷・事前配付の可否については、オフィスステーション年末調整の運用で判断願います。
- ・年末調整データ受入は令和 2 年データのみ可能です。令和 3 年分以降データでは処理できません。
- ・オフィスステーションに登録されているマイナンバー情報は受入できません。
- ・[基礎控除申告書等] の本人の給与所得の収入・所得欄は給与 R4 で自動計算を行うため、受入しません。2 以上の給与がある場合は受入後に見直しが必要です。

## 6. その他システムの対応内容

■以下の機能改善に対応します。

機能	説明	給	L	法
繰越	<p>年末調整の処理が完了した後に翌年の会社データを作成するための「繰越処理」機能について、2021年1月時点で令和3年度のデータが1件も登録されていない場合に、処理を促すために繰越ボタンが点滅するように対応します。</p> 	○	○	—
会社データ作成	<p>〔会社新規作成〕〔処理会社から作成〕で会社データを作成する場合は、会社初期値設定画面に初期表示されていた処理年を表示せず、会社作成の都度、処理年を指定する仕組みに変更します。</p>	○	○	○

■以下の障害に対応します。

機能	説明	給	L	法
前年データ繰越	<p>「給与明細及び改定データ」のみを再繰越する際、繰越の一致条件を部門コード+従業員コードとしていましたが、従業員コードのみで一致するかどうかを判断するよう変更します。</p>	○	○	—
支払状況内訳書	<p>〔楽しい給与計算〕から連携した場合や〔汎用データ〕→〔Excel出力・受入〕の従業員で年末調整データを受け入れた場合は、従業員ごと源泉徴収簿を開いて確認しないと、支払状況内訳書の資料の「差引徴収税額①+②-③」が正しく計算されませんでした。源泉徴収簿を〔確定〕しなくても、集計が正しく印字されるよう対応します。</p>	○	—	○

給：給与・法定調書 R4、給与・法定調書顧問 R4、給与応援 R4 Premium

L：給与応援 R4 Lite

法：法定調書顧問 R4

○：変更対象 / —：変更対象外

## 7. Ver.20.15 の対応予定について

**(給与応援 R4 Lite／Weplat 給与応援 R4 Lite 法定調書顧問 R4 除く)**

給与 R4 システムで作成した源泉徴収票（従業員配付用）を「オフィスステーション Web 給与明細」または「オフィスステーション年末調整」に受入可能なデータ（Excel ファイル）として出力する機能に対応した Ver. 20.15 を 2021 年 1 月上旬にリリース予定です。

詳細は別途インフォメーションにてご案内します。

以上、よろしくお願いたします。